

新宿区告示第608号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第120条第1項の規定に基づき、御苑コーポビアネーズマンション敷地売却組合の設立を認可したので、同法第123条第1項の規定により、次のように告示する。

令和7年10月2日

新宿区長 吉住 健一

1 組合の名称

御苑コーポビアネーズマンション敷地売却組合

2 売却マンションの名称及びその所在地

ア 名称 御苑コーポビアネーズ

イ 所在地 東京都新宿区新宿一丁目23番3号

3 事務所の所在地

東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目14番9号ヤナギヤビル6階

株式会社新都市開発機構事務所内

4 設立認可の年月日

令和7年10月2日

5 事業年度

毎年9月1日から翌年8月31日まで

6 公告の方法

事務所又は売却マンションの掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。